

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊中市長が身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づく医師を指定する基準を定めることを目的とする。

(指定医師申請)

第 2 条 法第 15 条第 1 項の規定により市長の指定を受けようとする医師は、次の各号に定める書類を市長に提出するものとする。

- (1) 病院勤務医の場合にあっては代表者による申請書（様式 1）、開業医の場合にあっては本人による申請書（様式 2）
- (2) 代表者による申請の場合にあっては、指定を受けようとする医師の同意書（様式 3）
- (3) 医師履歴書（指定を受けようとする診療科の臨床経験は詳細に記述すること。）
- (4) 医師免許証の写し
- (5) 該当する専門分野に関する業績を証するもの
- (6) 専門分野の学会の専門医、認定医、指導医等の資格を有する場合は、その認定書の写し

(医師の指定)

第 3 条 市長は前条の規定による申請書を受理したときは、法第 15 条第 2 項の規定により豊中市社会福祉審議会条例（平成 23 年豊中市条例第 42 号）に基づく豊中市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。

- 2 市長は前項の規定により、審議会の意見に基づき指定又は却下を行い、その旨を申請者に対して通知するものとする。

(医師の指定の告示)

第 4 条 市長は、法第 15 条第 1 項の規定により医師の指定を行ったときは、豊中市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62 年規則第 17 号。以下「施行細則」という。）第 6 条第 1 号の規定により、その旨を告示するものとする。

(指定医師の辞退及び取消)

第5条 指定医師（法第15条第1項の規定により指定した医師。以下同じ。）は身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）第3条第2項の規定によりその指定を辞退するときは、施行細則第5条に定める指定医師辞退届（様式4）を市長に提出しなければならない。ただし、病院、診療所等に勤務する指定医師にあつては、病院長を通じて提出するものとする。

2 市長は、指定医師が施行令第3条第3項の規定に該当したときは、審議会の意見を聴いてその指定を取り消すことができる。

(辞退及び取消の告示)

第6条 市長は、前条第1項の規定により指定の辞退があつたときは、施行細則第6条第2号の規定により、その旨を告示するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により指定の辞退があつたときは、施行細則第6条第2号の規定により、その旨を告示するものとする。

(指定医師の変更)

第7条 指定医師について別表に掲げる事由の変更があつた場合は、施行細則第5条に定める指定医師変更届（様式5）を市長に提出しなければならない。

別表

	変更内容	変更届
1	市内の医療機関間での転勤	「指定医師変更届」の提出 〔提出先〕 障害福祉課
2	市外の医療機関からの転勤	「申請書」の提出 (新規と同じ申請が必要。指定医師 証明書写しを添付のこと。) 〔提出先〕 障害福祉課
3	市外の医療機関への転勤	「指定医師辞退届」の提出 〔提出先〕 障害福祉課
4	指定医師の氏名又は医療機関の名称 の変更	「指定医師変更届」の提出 〔提出先〕 障害福祉課
5	指定医師の死亡又は医療機関の閉鎖	「指定医師辞退届」の提出 〔提出先〕 障害福祉課
6	医療機関の追加	「指定医師変更届（医療機関追加）」 の提出 〔提出先〕 障害福祉課

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。